

事務連絡

平成21年8月31日

関係各位

農林水産省 消費・安全局

表示・規格課 表示企画班

生鮮食品品質表示基準Q&A等の一部改正について

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13の規定により定められた品質表示基準については、Q&Aを示すことにより、その普及に努めてきたところです。

今般、これまでの品質表示基準に関するお問い合わせ等を踏まえ、より分かりやすくする観点などから、以下の8つのQ&Aについて改正を行いました。

- ① 生鮮食品品質表示基準Q&A
- ② 生鮮食品品質表示基準改正（畜産物の原産地表示）に関するQ&A
- ③ 玄米及び精米品質表示基準Q&A
- ④ 加工食品品質表示基準Q&A（第1集）
- ⑤ 加工食品品質表示基準Q&A（弁当、惣菜関係）
- ⑥ 加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関するQ&A
- ⑦ 加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）に関するQ&A
- ⑧ 加工食品品質表示基準、生鮮食品品質表示基準等の改正（業者間取引関係）に関するQ&A

つきましては、別添のとおり、改正の概要及び各Q&Aの改正部分の抜粋を送付します。また、改正後のQ&A全体を、農林水産省ホームページの「食品表示Q&A・ガイドライン等」のサイト(<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html>)に掲載しますので、貴団体の会員をはじめ関係者への周知方よろしく願います。

なお、消費者庁設立後においても、これらのQ&Aは、引き続き品質表示基準のQ&Aとして適用されることを申し添えます。

連絡先：農林水産省消費・安全局表示・規格課

電話番号：03-6744-2099